山口地区に計画されている産業廃棄物安定型最終処分場の建設に関する反対決議案

山口地区産業廃棄物安定型最終処分場の建設計画については、

一、当該処分場の設置計画場所（以下「計画地」という。）の南西斜面からは、湧水が流れ出て七瀬川を経て紀の川に注いでおり、また、計画地を源流とする滝畑川は、住民の飲料水や農業用水など多方面に利用され、大阪府阪南市を流れる山中川、男里川へ注ぐことから、埋め立てられた産業廃棄物により貴重な水資源が汚染されるおそれがある。

一、計画地周辺は、和泉葛城近郊緑地保全区域に指定され、県が「山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）」に指定した標高２３０メートルの高所で、脆弱な地盤である地質の上に構造物を建設することは、斜面崩壊や土砂災害を誘発するおそれがある。

一、計画地は、中央構造線活断層（根来断層）の直下型地震の震源域に位置し、地殻変動により汚染水等が当該処分場から流出すれば、周辺住民の生活環境が脅かされ、原状回復は極めて困難となるおそれがある。

よって、本市議会は、山口地区に計画されている産業廃棄物安定型最終処分場が建設されることに反対する。

以上、決議する。